令和5年6月定例会議事日程

令和 5 年 6 月 9 日 午後 1 時 3 0 分開会

開会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課5月行事報告

第 5 議 案

第29号議案 議会の議決を経るべき議案について (令和5年度一般会計補正予算第4号)

第30号議案 島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

第31号議案 島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第32号議案 島原市特別支援教育就学奨励費支給規則

第33号議案 臨時代理の承認(島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について)

第34号議案 臨時代理の承認 (島原市文化財保存活用地域計画作成 委員の委嘱について)

第35号議案 島原市中学校部活動地域移行検討委員の委嘱について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

- (1) 報告事項
 - ① 6月行事予定表
- (2) その他

島原市教育委員会

議 集

第29号議案 議会の議決を経るべき議案について

(令和5年度一般会計補正予算第4号)

第30号議案 島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

第31号議案 島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第32号議案 島原市特別支援教育就学奨励費支給規則

第33号議案 臨時代理の承認

(島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について)

第34号議案 臨時代理の承認

(島原市文化財保存活用地域計画作成委員の委嘱について)

令和5年6月9日 定例会

第29号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙令和5年度島原市一般会計補正予算第4号(教育委員会関係費)のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和5年6月9日提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の 一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育 委員会の承認を求めるものである。

令和5年度 一般会計補正予算(教育委員会関係費)

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1	東 戸 非 一 報	1:	-1 11	節		
		無 比 鎖	1-	X X	金額	FG 74
	4, 786, 850	167, 101	4, 953, 951			
	3, 362, 439	71,650	3, 434, 089			
	0	71,650	71,650	1 保健衛生費	71,650	1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
				負担金		
	1,412,905	95, 451	1, 508, 356			
	414, 714	141, 320	556,034	1 企画費補助	141, 320	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
				金		
	247, 310	1,066	248, 376	2 児童福祉費	1,066	1 保育対策総合支援事業費補助金
				補助金		
	31,060	53, 065	84, 125	1 保健衛生費	53, 065	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
				補助金		
	663, 376	△100,000	563, 376	2 都市計画費	$\triangle 100,000$	1 社会資本整備総合交付金
				補助金		
2,	2, 157, 816	7, 124	2, 164, 940			
	638, 856	5,924	644,780			
	213, 089	1,066	214, 155	4 児童福祉費	1,066	1 保育対策総合支援事業費補助金
				補助金		
	4, 300	4,858	9, 158	1 商工費補助	4,858	1 半導体・医療関連企業誘致可能性調査事業補助金
				金		
	24, 657	1, 200	25,857			
	10	1, 200	1,210	1 教育総務費	1,200	1 長崎県教育委員会公募制研究指定校事業委託金 ローダ つ
				委託金		2 July 2
	1	3, 120	3, 121			
	1	3, 120	3, 121			
	1	3, 120	3, 121	1 前年度繰越令	3, 120	1 前年度繰越金
	256, 543	2,500	259,043			
	211, 275	2, 500	213, 775			
	209, 254	2, 500	211,754	1 雑 入	2,500	1 コミュニティ助成事業助成金
1	1, 349, 800	90,000	1, 439, 800			
1	1,349,800	90,000	1, 439, 800			
	658, 400	90,000	748, 400	3 都市計画債	90,000	1 街路整備事業費

1= \ (01)

2

令和5年度 一般会計補正予算 (教育委員会関係費)

3 競 田

(款) 10 教 育 費 (項) 2 小学校費

	(項)	2 小子仪貨										(単位:千円)
	華	. 语 日	報 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	邦 上 解	- 1	補正額の財源内訳	才源内訳	飾	ĵ	OLD THE	H	
	Ŕ	K	備上削り徴	닉	1111	特定財源	一般財源	区	金額	742	E	
10		教育費	1, 766, 638	1, 200	1, 767, 838	23,001	$\triangle 21,801$					
2		小学校費	309, 608	009	310, 209	15, 140	$\triangle 14,540$					
	1	学校管理費	157, 292	0	157, 292	国庫支出金	$\triangle 14,540$					
						14, 540	口114元 1					
	2	2 教育振興費	107,603	009	108, 203	県支出金	りが仄 1					
						009		7 報 償 費	100	1 小学校教育振興経費	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	009
										(1)小学校事務局経費 万	別紙2	(009)
								8 旅 費	150	報償金		(100)
										普通旅費		(100)
								10 需 用 費	145	特別旅費		(20)
										消耗品費		(125)
								11 役 務 貴	55	印刷製本費		(20)
										通信運搬費		(22)
								13 使用料及び	150	自動車借上料		(150)
								賃借料				
_	一般	(一般会計										

						(009)	(100)	(100)	(20)	(125)	(20)	(22)	(150)								
H	144					別紙2															
1111	äγï.					1 中学校教育振興経費 (1)中学校事務局経費	報償金	普通旅費	特別旅費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	自動車借上料								
	金 額					100	150		145		55		150								
皏	区分					7 報 償 費	8 旅 費		10 需 用 費		11 役 務 費		13 使用料及び	賃借料							
才源内 訳	一般財源	$\triangle 4,306$	$\triangle 4,306$	日 2 2 1	ሊያ ነው ተ				1		1		1								
補正額の財源内訳	特定財源	4, 906	国庫支出金	4, 306	県支出金	009															
-1	п	176, 438	68, 248		67, 410																
2 架 工 架	4	009	0		009																
関 少県 工界		175, 838	68, 248		66, 810																
見		中学校費	学校管理費		教育振興費																
· /车		3	स्मा		C.2 #8%																

(単位:千円) 田 影 額 金 經 尔 $|\times|$ $\triangle 2$, 955 $\triangle 2$, 955 一般財源 補正額の財源内訳 2,955 2,955 別紙3 特定財源 134,013 国庫支出金 349, 789 0 0 麴 띰 籗 349, 789 134, 013 補正前の額 10 教 育 費 4 社会教育費 社会教育費 2 公民館費 Ш 000 声 (一般会計 (款) (項) 蔌 4

-29

5

別紙1

交付金

事	¥		名	【当初 小	・交付金・ 中当	è】 牟校光	熱費						
当	初う	产算	額				財	源	内	訳		(.	単位:千円)
= 1	19J J	l´ 异	帜	国	費	県	費	地	方 債	そ	の他	一舟	段 財 源
		90,	, 500		18, 846						720		70, 934
事	業	期	間		令和:	5年度		(単年)	度事業)	総	事業 費		90, 500

【事業目的】

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化に伴い、推奨事業メニューの事業者支援うち、高騰している小中学校の光熱費(電気・ガス)の支援を受けようとするもの。

【積算根拠】

■4=1-2-3

小・中学校光熱費(電気・ガス)

(単位:千円)

項目	小学校	中学校	小中学校計
①令和5年度当初予算	58,345	22,067	80,412
②令和3年度決算額②	41,860	16,224	58,084
③令和6年1月~3月高騰相当分※	1,945	1,537	3,482
高騰相当額④(①-②-③)	14,540	4,306	18,846

※令和6年1月~3月の支出は3月以降のため、対象月を令和5年4月~12月分とする。

(参考)

令和5年度当初予算	算内訳		(単位:円)
料金名	小学校	中学校	小中合計
電気料金	58,300,000	22,030,000	80,330,000
ガス料金	45,000	37,000	82,000
計(光熱費)	58,345,000	22,067,000	80,412,000
令和3年度決算額四	为訳		(単位:円)
料金名	小学校	中学校	小中合計
電気料金	41,816,842	16,186,032	58,002,874
ガス料金	42,812	38,114	80,926
計(光熱費)	41,859,654	16,224,146	58,083,800
令和4年度決算見:	込額内訳		(単位:円)
料金名	小学校	中学校	小中合計
電気料金	50,086,590	19,583,308	69,669,898
ガス料金	44,720	41,969	86,689
計(光熱費)	50,131,310	19,625,277	69,756,587
※令和4年度は、3	月分が未確定		

科	目	10 款	• 3 項	1 目	目名称	学校管理	!費	教育総務課
		前。	年度ま	で	<u> </u>	9 年	度	来年度以降
事								
業計								
画								

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

別紙2

補正予算書

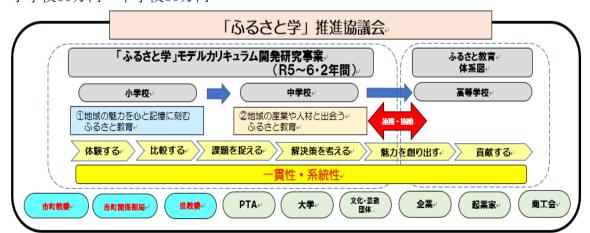
事	ž	É	名	【新規】	_	ぶ一体	となっ	たふ	るさと	教育推	進事	業
補	ਜ: 3	予算	安百				財	源	内	訳		(単位:千円)
作用	ᄯ.	l´ 异	領	玉	費	県	費	地フ	方 債	その	他	一般財源
		1	, 200				1, 200					
事	業	期	間	令和	5年度	~令和6	年度	(複数年	度事業)	総事	業 費	120万0

【事業目的】

島原市立三会小学校及び三会中学校を長崎県教育委員会の研究指定校とし、ふるさとを舞台に、地域の魅力を小学校から中学校まで学ぶ系統的なカリキュラム及び高等学校(島原農業高校)との連携・協働のあり方を含めた体制づくりについて研究を進め、県下に発信することでその普及を図るとともに、将来「ふるさとの未来を担う人材」を育成する。

【事業概要】

- 1 長崎県教育委員会指定研究(単年契約の2か年の予定)について 本事業の趣旨と具体について関係市の教育委員会、研究指定校、関係機関等と情報を共有 し、想定される課題やその改善策等について協議を行うことで、研究の充実に資する。
 - ・小学校から中学校までの系統的なモデルカリキュラムの開発
 - ・研究指定校が研究を円滑に推進できるように地域の関係機関との連携・協働体制づくり
 - ・学習成果を地域に還元する発表会等の実施
- 2 事業の実施方法について
 - ・本事業は、市町の研究計画等を審査の上、県教育委員会が決定する。
- 3 市(町)への事業委託について
- (1) 県教育委員会が研究計画書等の内容を審査し、該当市町と委託契約を締結する。
- (2) 委託契約期間は令和5年度からの2年間とする。
- (3)委託経費は、予算の範囲内で事業に関する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、借損料)とし、備品は購入できないものとする。
- (4) 県教育委員会は、収支決算書等について審査を行い、その内容が適正と認めたときは、委託料の額を確定し、委託を受けた市町へ通知する。
- 4 予算額
 - ·小学校60万円·中学校60万円



科	目	10 款	2項	2 目	目名称	教育振興費	学校教育課
		前4	下 度 ま	で	*	今 年 度	来年度以降
事業計画			なし		Ь	:記事業を実施	上記事業を実施予定

別紙3

交付金

事	*	É	名		・交付st 民館爿	注】 比熱費							
当	初三	予算	額				財	源	内	訳		<u>í</u>)	単位:千円)
	19J .	」	识	国	費	県	費	地	方 債	そ	の他	一般	財源
		13	, 460		2, 955						1, 730		8, 775
事	業	期	間		令和:	5年度		(単年)	度事業)	総事	事業 費		3, 092

【事業目的】

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化に伴い、推奨事業メニューの事業者支援うち、高騰している各公民館の光熱費(電気・ガス)の支援を受けようとするもの。

【積算根拠】

■4)=(1)-(2)-(3)

各公民館光熱費(電気・ガス)(単位:千円)項目各公民館①令和5年度当初予算12,939

①令和5年度当初予算 12,939 2令和3年度決算額 9,614 3令和6年1月~3月高騰相当分※ 370 高騰相当額④(①-②-③) 2,955

※令和6年1月~3月の支出は3月以降のため、 対象月を令和5年4月~12月分とする。

(参考)

令和5年度当初予算内訳(単位:円) 料金名 各公民館 電気料金 12,029,000 ガス料金 910,000 12,939,000 計(光熱費) 令和3年度決算額内訳(単位:円) 料金名 各公民館 8,888,766 電気料金 ガス料金 725,146 計(光熱費) 9.613.912 令和4年度決算見込額内訳(単位:円) 料金名 各公民館 電気料金 10,450,077 928,152 ガス料金 計(光熱費) 11,378,229 ※令和4年度は、3月分が未確定

科	目	10 款	4項	2 目	目名称	公民館費	7	社会教育課
		前	年度ま	で		今 年	度	来 年 度 以 降
事業								
未計								
画								

- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の意見聴取)
- 第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他 特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合 においては、教育委員会の意見をきかなければならない。
- ○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則 (教育長に対する委任事項)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。
 - (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
 - (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
 - (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
 - (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
 - (5) 県費負担教職員の服務の監督についての一般方針を定めること。
 - (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
 - (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
 - (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
 - (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
 - (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
 - (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
 - (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
 - (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
 - (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
 - (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
 - (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第30号議案

島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会公告式規則(昭和31年島原市教育委員会規則第8号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「規則」の次に「(以下「規則」という。)」を加え、「(以下「規則等」という。)」を削り、「規定」を「規程」に改める。

第2条第1項中「等」を削り、「5日」を「7日」に改め、同条第2項中「等」及び「番号・年月日・」を削り、「教育委員会名」を「年月日」に改め、「して」の次に「その末尾に」を加え、「押印」を削り、同条第3項及び第4項中「等」を削る。

第4条第1項を次のように改める。

第3条の規定は、教育委員会の告示に準用する。

第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「施行」の次に「等」を加え、同条中「等」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、教育委員会の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(規程の公表)

- 第3条 教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の全文、年月日及び教育長名を記入して教育長印を押すものとする。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年6月9日提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育委員会公告式規則について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

解説及び資料	(第1条の改正内容】文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はない。	【第2条1項の改正内容】規則及び規程の公布について 規定していたものを規則の公布 とするものほか、公布期限を変	更するもの。 【第2条2項の改正内容】 規則のみの規定したことから署名のみとするもののほか、文言の整理を行うもの。	(市公告式条例の例による) 【第2条3項の改正内容】 規則のみの規定とするもの。 【第2条4項の改正内容】 規則のみの規定とするもの。	【改正第3条の条文の内容】 第2条を規則の規定としたこ
行	(趣旨) 11条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基き、教育委員会規則 参育委員会の定める <u>規定</u> で公表を要するもの <u>(以下「規</u> 教育委員会の定める <u>規定</u> で公表を要するもの <u>(以下「規</u>	会議において議決をした日から起算しするものとする。	規則等を公布するときは、 <u>番号・年月日・</u> 公布の旨の文及び <u>教育委員会名</u> を記入して教育長が署 <u>押印</u> するものとする。	規則 <u>等</u> の公布は、有明庁舎掲示場に掲示して、これをう。 う。 前項の規定により公布した規則 <u>等</u> は、その写しを島原 役所掲示場に掲示するものとする。	
現	(趣旨) 第1条 この規則は、b る法律 (昭和31年法律 き_、教育委員会規 教育委員会の定める 関等」という。)の公	(規則の公布) 第2条 規則 <u>等</u> は、会議において議 て <u>5日</u> 以内に公布するものとする。	2 規則等を公布するときは、 <u>番号</u> 前文及び <u>教育委員会名</u> を記入して 名 <u>押印</u> するものとする。	3 規則等の公布は、有明庁舎掲示場行う。4 前項の規定により公布した規則等市役所掲示場に掲示するものとする。	
正案	(趣旨) 1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則 (以下「規則」という。) その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの の公告式を定めるものとする。	決をした日から起算し	-るときは、公布の旨の を記入して <u>その末尾に</u> 教育長が署 する。	規則_の公布は、有明庁舎掲示場に掲示して、これを行う。 前項の規定により公布した規則_は、その写しを島原市役所掲示場に掲示するものとする。	程の公表) 教育委員会の定める規程を公表しようとするとき 公表の旨の全文、年月日及び教育長名を記入して教
改	(趣旨) 第1条 この規則は る法律 (昭和31年) <u>づき</u> 、教育委員会 教育委員会の定め	(規則の公布) 第2条 規則 <u>は、会議において議 て7日</u> 以内に公布するものとする。	2 規則 を公布するときは、 前文及び年月日 を記了 名 するものとする。	3 規則 <u>の</u> 公布は 行う。 4 前項の規定によ 市役所掲示場に掲 ³	(規程の公表) 第3条 <u>教育委員会</u> は、公表の旨の全

解説及び資料	とから、規程の公表について新たに定めるもの。	のの 【現行第3条の条文の内容】 施行 規則及び規程の施行を規定するもの。 【砂正第4条第1項の改正内容】	改正第3条の追加に伴う条の 繰り下げで、規則の施行につい て規定するもの。 【改正第4条第2項の改正内容】 4条第1項で規則のみの施行	としたため、規程の公表の規定 について新たに定めるもの。 <u>参員</u> 【現行第4条の条文の内容】 告に 教育委員会で公表を要するも	のの公告について定めたもの。【改正第5条の改正内容】改正第3条の追加に伴う条の繰り下げで、告示について定めます。
行		の施行 <u>)</u> 規則 <u>等</u> は、当該規則等に施行期日を定めるものの 公布の日から起算して10日を経過した日から施行		(準用規定) 4条 第2条第3項の規定は、規則等を除き、教育委員 会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告に	
祖		(規則の施行) <u>第3条</u> 規則 <u>等</u> は、当 ほか、公布の日から する。		(準用規定) 第4条 第2条第3項 会の所掌事務に関す	準用する。
改 正	<u>育長印を押すものとする。</u> 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規程にこれを <u>準用する。</u>	(規則の施行 <u>等</u>) 第4条 規則 <u>は、当該規則</u> に施行期日を定めるものの ほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行 する。 2 前項の規定は、教育委員会の定める規程で公表を要す	るものにこれを準用する。	(準用規定) 第5条 第3条の規定は、教育委員会の告示に準用する。	

第31号議案

島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会会議規則(昭和31年島原市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、会議に」を「並びに会議に」に改め、同条第2項中「行つた場合には」 を「行った場合は」に、「、会議に」を「並びに会議に」に改める。

第4条第2項中「委員が」を「委員は、」に改める。

第5条第2項中「しなければならない」を「する」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、教育長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第5条第3項中「において」を「が」に改め、「がある」を削る。

第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第7条の見出し中「開会及び閉会」を「会議の開閉」に改め、同条中「開会」の前に「会議の」を加え、「行う」を「宣告する」に改める。

第8条第2号中「前会」を削る。

第9条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第10条第1項中「えて」を「得て」に改め、同条第2項中「に指名して」を「を指名して」に改める。

第12条中「もつて提出」を「提出するものと」に改め、「ものは」の次に「、」を加え、「のべる」を「述べる」に改める。

第13条中「において」を「は、」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第14条第2項中「ときは」の次に「、」を加え、「はかつて」を「諮って」に、「によって」を「により」に改める。

第15条第1項中「さきだつて」を「先立って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」 に、「せられた」を「となった」に改める。 第16条第1項本文中「する」を「とする」に改める。

第17条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第2項中「には」を「は」に、「2名」を「2人」に改める。

第20条の見出し中「会議録」の次に「の」を加え、同条中「には」を「は」に改め、同条第 1号中「開会」の前に「会議の」を加え、同条第4号中「等」を削り、同条第6号中「なつ た」を「なった」に改める。

第20条の2中「第18条第1項の非公開の会議録」を「第16条第1項ただし書の規定により公開しないこととした事件に係る部分」に改め、「ときは、」の次に「教育委員会」を加える。

第21条中「委員中に」を削り、「ある」の次に「委員がある」を加え、「はかつて」を「諮って」に改める。

第22条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年6月9日提出

島原教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育委員会会議規則について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとする ものである。 案

第

(111)	- 77 (A)
3条	会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会
議に付	議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行
う。	

īF.

2 会議の招集を行った場合は 、教育長は直ちに会議開 催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示す るものとする。

(出席)

(招生の方法)

第4条 略

由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければな らない。

(定例会及び臨時会)

第5条 略

- 2 定例会は、毎月1回これを招集する ただし、教育長が特別の事由があると認めたときは、こ の限りでない。
- は法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集の請求が あったときに招集する。

(会期)

て定める。

(招集の方法)

第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に 付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行 う。

行

2 会議の招集を行つた場合には、教育長は直ちに会議開 催の場所及び日時、会議に 付議すべき事件を告示す るものとする。

(出席)

第4条 略

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事 2 委員が 招集に応ずることができないときは、その事 由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければな らない。

(定例会及び臨時会)

第5条 略

- 2 定例会は、毎月1回これを招集しなければならない。
- 3 臨時会は、教育長が 必要 と認めたとき又 3 臨時会は、教育長において必要があると認めたとき又 は法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集の請求が あったときに招集する。

(会期)

第6条 定例会及び臨時会の会期は、教育長が会議に諮っ 第6条 定例会及び臨時会の会期は、教育長が会議にはか ┃ つて定める。

【第3条の改正内容】

文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。

解説及び資料

【第4条の改正内容】

文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。

【第5条の改正内容】

定例会の開催について例外規 定を定めるほか、文言の整理を 行うもの。

【第6条の改正内容】

文言の整理を行うもので、条

解説及び資料	文の内容に変更はない。 【第7条の改正内容】	文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はない。 (市議会会議規則の例による) 「第8条の改正内容】	★30件の大きを上には 文言の整理を行うもので、条 サの内容に 変更けたい		【第9条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条		【第10条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。	【第12条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。
行	<u>会</u>) 開会及び閉会は、教育長が <u>行う</u> 。)の難は、おおおおかの順序が行う			条 略 動議が提出されたときは、教育長は会議にはかつてこ		条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育の許可を <u>えて</u> 発言しなければならない。 2人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言しと認めた者 <u>に指名して</u> 発言させるものとする。	陳情等) 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする あらかじめ書類を $きつて提出$ し、なお説明を するものは 教育長の許可する時間内において事 べることができる。
現	(<u>開会及び開会</u>) 第7条 <u>開</u> 会及び	(議事) 留 ※ 今 会議は、おおず		/ 繼	第9条 略2 動議が提出された。	7	第10条 動議を提出し、又は討論しようと 長の許可を<u>えて</u>発言しなければならない。2 2 人以上が発言を求めたときは、教育 たと認めた者に指名して発言させるもの 2	(請願陳情等) 第12条 教育委員会に対し 者は、あらかじめ書類を 必要とするものは <u></u> 教育 情を <u>のべる</u> ことができる。
翐	教育長が <u>宣告する</u> 。	本介が			教育長は会議に諮って、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育可を <u>得て</u> 発言しなければならない。 以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言しめた者 <u>を指名して</u> 発言させるものとする。	陳倩等) 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする あらかじめ書類を <u>提出するものと</u> し、なお説明を するものは <u>、</u> 教育長の許可する時間内において事 <u>べる</u> ことができる。
改正	(会議の開閉 <u>)</u> 第7条 <u>会議の</u> 開会及び閉会は、教育長が <u>宣告する</u> 。	(議事) 第8条 会議け、おおわかの順序が行う		(6)~(6)	第9条 略 2 動議が提出されたときは、拳	れを議題としなければならな! (発言)	第10条 動議を提出し、又は討論しようとする者長の許可を<u>得て</u>発言しなければならない。2 2 人以上が発言を求めたときは、教育長は先たと認めた者を指名して発言させるものとする。	(請願陳情等) 第12条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする 者は、あらかじめ書類を <u>提出するものと</u> し、なお説明を 必要とするものは <u>、</u> 教育長の許可する時間内において事 情を <u>述べる</u> ことができる。

解說及び資料	(第13条の改正内容】文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はない。(第14条の改正内容】文言の整理を行うもので、条文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はない。	[第15条の改正内容] 文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。	【第16条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はない。	【第17条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。 【第19条の改正内容】
現	(探決) 第13条 教育長において論旨が尽きたと認めたときは、会 議に <u>はかつて</u> 探決しなければならない。 (探決の方法) 第14条 略 2 教育長は、必要があると認めるときは <u>会議にはかつ</u> こ記名又は無記名の投票 <u>によって</u> 探決することができ る。	(修正動議) 第15条 修正の動議は、原案に <u>さきだつて</u> 可否を決する。 2 略 3 <u>すべて</u> の修正の動議が否決 <u>せられた</u> ときは、原案につ いて探決する。	(会議の傍聴) 第16条 会議は、公開 <u>する。</u> ただし、人事に関する事件 その他の事件について、教育長又は委員の発議により、 出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを 公開しないことができる。 2 略	(会議の運営について必要な事項) 第17条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に <u>はかつて</u> 定める。 (会議録の作成) 第19条 略
改 正 案	(解決)論旨が尽きたと認めたときは、会議に さつて (探決の方法)第14条 略2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に 2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に 2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に 2 教育長は、必要があると認めるときは、 5。	(修正動議) 第15条 修正の動議は、原案に <u>先立って</u> 可否を決する。 2 略 3 <u>全て</u> の修正の動議が否決 <u>となった</u> ときは、原案につ いて採決する。	(会議の傍聴) 第16条 会議は、公開 <u>とする</u> 。ただし、人事に関する事件 その他の事件について、教育長又は委員の発議により、 出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを 公開しないことができる。 2 略	(会議の運営について必要な事項) 第17条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に <u>諮って</u> 定める。 (会議録の作成) 第19条 略

解説及び資料	文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はない。	【第20条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。	「第20条の2の改正内容】 非公開に係る規定について、 より適当な引用条項に変更する とともに、文言の整理を行うも の。	【第21条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。	【第22条の改正内容】 文言の整理を行うもので、条 文の内容に変更はない。
現	2 会議録 <u>には、</u> 教育長の指名した <u>2名</u> の出席者及びこれ を調整した職員が署名しなければならない。	(会議録 <u></u> 記載事項) 第20条 会議録 <u>には</u> 、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 開会及び閉会に関する事項 (2)・(3) 略 (4) 教育長等の報告の要旨 (5) 略 (6) 議題と <u>なった</u> 動議及び動議を提出した者の氏名	(会議録の公表) 第20条の2 教育長は、会議録 (<u>第18条第1項の非公開の会議録</u> 会議録 会議録 く。)を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、これを公表するよう 努めなければならない。	(異議) 第21条 会議録に記載した事項に関して <u>委員中に</u> 異議がある るときは、教育長はこれを会議に <u>はかつて</u> 決 定する。	(会議録について必要な事項) 第22条 この規則に定めるもののほか、会議録について必要な事項は、教育長が会議に <u>はかつて</u> 定める。
故	2 会議録 <u>は</u> 、教育長の指名した <u>2人</u> の出席者及びこれ を調整した職員が署名しなければならない。	(会議録 <u>の</u> 記載事項) 第20条 会議録 <u>は</u> 、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 会議の開会及び閉会に関する事項 (2)・(3) 略 (4) 教育長_の報告の要旨 (5) 略 (6) 議題と <u>なった</u> 動議及び動議を提出した者の氏名 (7)~(9) 略	(会議録の公表) 第20条の2 教育長は、会議録(<u>第16条第1項ただし書の</u> <u>規定により公開しないこととした事件に係る部分</u> を除 く。)を作成したときは、 <u>教育委員会</u> 事務局に備え置 き、一般の閲覧に供するとともに、これを公表するよう 努めなければならない。	(異議) 第21条 会議録に記載した事項に関して	(会議録について必要な事項) 第22条 この規則に定めるもののほか、会議録について必 要な事項は、教育長が会議に <u>諮って</u> 定める。

第32号議案

島原市特別支援教育就学奨励費支給規則

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号) の趣旨に基づき、小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担 を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)の支給について必 要な事項を定めることにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
 - (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
 - (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1項の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した 保護者の属する世帯の収入額をいう。
 - (4) 需要額 生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生 労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要額をいう。 (対象者)
- 第3条 奨励費の支給を受けることができる者は、島原市内の小・中学校に就学する児童生徒の保護者で、島原市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの(生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者及び島原市児童生徒就学援助規則(平成30年教育委員会規則第1号)の規定により就学援助を受けている者を除く。)とする。
 - (1) 学校教育法第81条第2項の規定により設置された特別支援学級に在籍する児童 生徒の保護者
 - (2) 前項に掲げる者のほか、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条 の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により、心身の障害に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者 (申請)
- 第4条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、教育長が別に定める申請書に必要な書類を添えて、児童生徒が在学する学校の校長(以下「校長」という。)を経て教育委員会に申請しなければならない。

(認定)

- **第5条** 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励費の支給を行うべきものと認めたときは、教育長が別に定める収入額及び需要額により算定する支弁区分のいずれかに認定するものとする。
- 2 教育長は、前項の規定により認定を行ったときは、速やかに校長を経て保護者に通知するものとする。

(支給費目及び支給額)

- 第6条 奨励費の支給費目は、次に掲げるとおりとする。ただし、第3条第3号に該当する 者に対する支給費目は、第8号に掲げる支給費目に限る。
 - (1) 学校給食費
 - (2) 交流及び共同学習交通費
 - (3) 修学旅行費
 - (4) 校外活動等参加費(宿泊なし)
 - (5) 校外活動等参加費(宿泊あり)
 - (6) 学用品・通学用品購入費
 - (7) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
 - (8) 通学費
- 2 奨励費の支給額は、教育長が予算の範囲内で定める額とする。

(支給方法及び期間)

- 第7条 奨励費は、直接又は校長を通じて保護者に支給するものとする。
- 2 奨励費を支給する期間は、第5条の規定による認定をした日から当該年度の末日まで とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(認定の取消し)

- **第8条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による認定を 取り消すものとする。
 - (1) 第3条各号に規定する対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 認定者から奨励費を辞退しようとする旨の届出があったとき。
 - (3) 認定者が虚偽の申請その他不正な行為により奨励費の支給を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、奨励費の必要がなくなったと教育委員会が認めたと き。
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、保護者及び校長に通知するものとする。

(奨励費の返還)

第9条 教育委員会は、前条第1項に該当するときその他教育委員会が返還を要すると認めるときは、既に支給した奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(様式)

第10条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年度の奨励費の支給から適用する。

(準備行為)

2 奨励費の認定のために必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても 行うことができる。

令和5年6月9日提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

提案理由

小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため 支給する特別支援教育就学奨励費について、その取扱いを明確にするため、教育委員会規則 を定めようとするものである。

第33号議案

臨時代理の承認について

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理 させる規則(昭和40年島原市教育委員会規則第2号)第4条第1項の 規定により、別紙のとおり教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、 同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の理由

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第12号の委員の委嘱を承認することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

2. 臨時代理の内容

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

3. 臨時代理年月日

令和5年5月23日

臨 時 代 理 書

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理 させる規則第2条第12号の委員の委嘱を承認することについて、緊急 を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、同 規則第4条第1項の規定により臨時に代理する。

令和5年5月23日

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の内容

別紙のとおり

(別紙)

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について 島原市立公民館運営審議会委員に、次の者を委嘱する。

R5.6.1現在

氏 名	住 所(職場)	帶	年数	選任役職	備考
松﨑 和之	中原町乙1462番地 (三会小学校)	58	1	校長会代表 (三会小学校長)	学校教育の 関係者
辻野絵理香		36	3	公民館利用者	家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者
藤田 玉江		62	3	公民館利用者	社会教育の 関係者
柴田 光子		67	4	公民館利用者	家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者
宮﨑 哲雄		77	13	三会公民館運営委員長 三会地区町内会連絡協議会会長	社会教育の 関係者
宮﨑 和夫		76	2	杉谷公民館運営委員長 杉谷地区民生委員児童委員代表	社会教育の 関係者
古川袈裟男		76	0	森岳公民館運営委員長 森岳連合落生会代表	社会教育の 関係者
大隅謙一郎		79	10	霊丘公民館運営委員長 霊丘地区町内会連絡協議会副会長	社会教育の 関係者
岩本 三男		80	0	白山公民館運営委員長 白山地区高齢者団体代表	社会教育の 関係者
大場 安廣		72	12	安中公民館運営委員長安中地区青少年健全育成協議会長	社会教育の 関係者
宮崎 善金		79	18	有明公民館運営委員長 有明地区青少年育成会議会長	社会教育の 関係者

(任期:令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)

(参考)

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に 代理させる規則(抜粋)

(教育長に対する委任事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務 を教育長に委任する。
 - (1)から(11)まで 略
 - (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員を任命し、 又は委嘱すること。
 - (13)から(16)まで 略
- 第3条 略

(臨時措置)

- 第4条 教育長は、前2条に定める事項について特に緊急やむを得ない 事情が生じた場合に限りこれを臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の委員会に 報告し、承認を受けなければならない。

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例(抜粋)

(公民館運営審議会)

- 第4条 公民館に、公民館運営審議会(以下「運営審議会」という。) を置く。
- 2 運営審議会の委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

第34号議案

臨時代理の承認について

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理 させる規則(昭和40年島原市教育委員会規則第2号)第4条第1項の 規定により、別紙のとおり教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、 同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の理由

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第12号の委員の委嘱を承認することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

2. 臨時代理の内容

島原市文化財保存活用地域計画作成委員の委嘱について

3. 臨時代理年月日

令和5年5月1日

臨時代理書

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理 させる規則第2条第12号の委員の委嘱を承認することについて、緊急 を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、同 規則第4条第1項の規定により臨時に代理する。

令和5年5月1日

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の内容

別紙のとおり

(別紙)

島原市文化財保存活用地域計画作成委員の委嘱について

島原市文化財保存活用地域計画作成委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	住 所 (職場等)	年齢	備考
菅 幸博	島原市城内一丁目1183-1 (㈱島原観光ビューロー)	6 0	観光又はまちづくりに 関係する機関・団体の 関係者

(任期:令和5年5月1日から地域計画の作成が完了する日まで)

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員名簿

氏 名	所 属	備考 (専門分野)
松尾 卓次	島原市文化財保護審議会会長	文化財関係機関 (郷土史)
宮﨑 貴夫	元長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財 センター	学識経験者 (考古学)
山田 由香里	長崎総合科学大学教授	学識経験者 (建築史)
根井 淨	島原市文化財保護審議会委員	文化財関係機関 (文化史・民俗学)
大石 一久	元長崎歴史文化博物館研究グルー プリーダー	学識経験者 (石造物)
諸山 正則	元文化庁文化財調査官 元東京国立近代美術館主任研究官	学識経験者 (工芸)
長井 大輔	島原市文化財保護審議会委員	文化財関係機関 (地質鉱物)
納富健一郎	納冨造園代表 日本樹木医会長崎支部会員	学識経験者 (樹木)
<u>菅 幸博</u>	(株)島原観光ビューロー (島原城指定管理者)	観光・まちづくり 関係団体
内田 豊	みんなでスクイを作ろう会代表	観光・まちづくり 関係団体
岡野 了	武家屋敷保勝会会長	観光・まちづくり 関係団体
金子 加代子	元島原木綿織保存会代表	文化財所有者・保持者
湯川 尚美	(一社)島原青年会議所	観光・まちづくり 関係団体
中尾 篤志	長崎県教育庁学芸文化課	文化財関係機関

(任期:委嘱の日から地域計画の作成が完了する日まで)

(参考)

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に 代理させる規則(抜粋)

(教育長に対する委任事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務 を教育長に委任する。
 - (1)から(11)まで 略
 - (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は 委嘱すること。
 - (13)から(16)まで 略

第3条 略

(臨時措置)

- 第4条 教育長は、前2条に定める事項について特に緊急やむを得ない 事情が生じた場合に限りこれを臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の委員会に 報告しなければならない。

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱(抜粋)

(組織)

- 第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織し、次に掲げる者のう ちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 文化財所有者又は保持者

- (3) 文化財に関係する機関・団体の関係者
- (4) 観光又はまちづくりに関係する機関・団体の関係者
- (5)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域計画の作成が完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

島原市教育委員会

議 集

【追加議案】

第35号議案 島原市中学校部活動地域移行検討委員の委嘱について

令和5年6月9日 定例会

第35号議案

島原市中学校部活動地域移行検討委員の委嘱について

島原市中学校部活動地域移行検討委員に、別紙の者を委嘱する。

令和5年6月9日提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

提案理由

島原市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱第4条第2項の規定により、検討委員として委嘱しようとするものである。

【別紙】

島原市中学校部活動地域移行検討委員

役 職	氏 名	設置要綱	委嘱区分
島原市校長会会長	長岡 亨輔	第4条2項1号	学校関係者
島原市校長会副会長	矢島 和幸	第4条2項1号	学校関係者
島原市中体連会長	種村 由美	第4条2項1号	学校関係者
島原市校長会中文連担当	渡邉 吉高	第4条2項1号	学校関係者
有明中学校 PTA 会長	宇土 公也	第4条2項2号	保護者
第一中部活動外部指導者	野中豊明	第4条2項3号	部活動有識者
第二中部活動外部指導者	前田 泰秀	第4条2項3号	部活動有識者
第三中部活動外部指導者	園田 雅彦	第4条2項3号	部活動有識者
陸上競技協会理事長	内田 久美	第4条2項4号	スポーツ協会
スポーツ協会評議員	鈴木 智詞	第4条2項4号	スポーツ協会
スポーツ協会評議員	酒井 寿明	第4条2項4号	スポーツ協会
島原市スポーツ推進委員	北浦 雄一	第4条2項5号	必要と認める者
島原市スポーツ推進委員	北野 美亜	第4条2項5号	必要と認める者
島原市スポーツ少年団	本田 泰敏	第4条2項5号	必要と認める者
島原市スポーツ少年団	安藤 恒治朗	第4条2項5号	必要と認める者
総合型スポーツクラブ代表	野島翼	第4条2項5号	必要と認める者
民間スポーツクラブ代表	藤田 昭比古	第4条2項5号	必要と認める者

(任期:令和5年6月9日から令和6年3月31日まで)

(参考)

島原市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱 (抜粋)

(組織)

第4条 委員会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学校関係者
 - (2) 中学校生徒の保護者
 - (3) 部活動等に識見を有する者
 - (4) 島原市スポーツ協会関係者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者

島原市教育委員会

報告事項

- ○行事報告
- ○行事予定表

令和5年6月9日 定例会

教育委員会 6月定例会 報告事項

[5月] (教育総務課)

	נכתי				(我月心切坏)
\Box	曜日	報告事項		内 容 並	びに参考事項
1	月	5月定例教育委員会	13:30	有明庁舎第1会議室	教育委員、教育長、教育次長、各課長、 班長
8	月	新型コロナ対策本部会議	16:00	本庁庁議室	教育長、教育次長
10	水	会計実地検査	9:40	有明庁舎第1会議室	班長、入江主任、吉岡主査
10	水	令和5年度新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金事業検討会議	10:00	本庁庁議室	教育次長
10	水	例規審查委員会	13:30	本庁庁議室	課長
10	水	島原市学校事務部会	14:00	有明公民館	矢島主任、井上事務員
11	木	交通安全祈願祭	9:00	大三東温泉神社	教育長
12	金	災害対策現地視察	9:00	市内	教育長、教育次長
12	金	第2回建設工事指名選定委員会	13:30	本庁庁議室	教育次長
12	金	新人職員研修閉講式	16:45	本庁2A会議室	教育長
16	火	財務事務等研修会	9:30	本庁2A会議室	班長、井上事務員
17	水	例規審查委員会	13:30	本庁庁議室	課長
18	木	全国都市教育長協議会(~19日)	9:00	帯広市	教育長
18	木	第4回第五小学校正門設置実行委員会	19:00	安中公民館	教育次長、課長、班長、吉岡主査
19	金	光回線未整備地域整備事業事業者選定委員会	13:30	本庁2B会議室	課長
25	木	教育長人事評価ヒアリング	9:30	教育長室	教育長、教育次長、各課長
25	木	幹部職員を対象とした災害対応研修会	10:00	有明庁舎第1会議室	教育次長、各課長
29	月	市町村教育委員会連絡協議会総会及び合同研修会	13:00	佐世保市	教育委員、教育長、矢島主任
29	月	教育長部会情報交換会	18:00	佐世保市	教育長
30	火	GIGAスクールネットワーク調査(特別支援教室)	10:00	市内小中学校	課長、矢島主任
30	火	就学援助管理システム導入打ち合わせ	15:00	有明庁舎3階会議室	課長、班長、矢島主任、大崎事務員
31	水	第五小学校正門設置工事と国道57号線 歩道拡幅工事との協議	10:00	長崎市	班長、吉岡主査
		《付記事項》			
5	土	第11回スクイまつり	12:00	新田町	教育長
12	金	新人職員との意見交換会	18:30	雲仙	教育長
				<u> </u>	

教育委員会 6月定例会 報告事項

[5月] (学校教育課)

\Box	曜日	報告事項		内 容 並	びに参考事項
1	月	ふるさと教育研究校との打ち合わせ	15:30	三会小学校	原川
2	火	5月定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、学教課員
2	火	水泳学習に係る体育主任との打ち合わせ	15:30	湯江小学校	池田
8	月	市中体連第2回理事会	14:30	三会公民館	原川
9	火	6月補正予算ヒアリング	14:30	本庁舎	課長
11	木	5歳児検診手技研修	14:00	保健センター	池田
12	金	県中総体開催地打ち合わせ会	15:00	県営野球場	原川
12	金	市人権推進会議	16:00	森岳公民館	課長
14		中学校体育大会	8:30	各中学校	教育長、教育委員、次長、各課長、学教課員
15	月	就学に係る幼保訪問(18園)(17日,22日,24日,26日,30日)	9:30	各園	池田
16	火	就学担当者等研修会(リモート)	13:30	有明庁舎	池田
17	水	5歳児検診	12:55	保健センター	池田
18	木	県グローバル人材育成協議会	10:00	県庁	内島
18	木	5月定例教頭会	10:30	有明文化会館	課長、長谷川、池田、原川、江川
18	木	学校給食会第1回理事会	13:30	有明給食センター	課長
21		小学校運動会	8:15	各小学校	教育長、教育委員、次長、各課長、学教課員
22	月	就学相談	13:00	有明庁舎	池田
23	火	三市特別支援教育連絡協議会	14:00	有明公民館	課長、池田
23	火	市中体連第2回専門委員会	14:20	二中図書室	原川
24	水	島原半島租税教育推進協議会総会	13:30	島原税務署	教育長、課長
24	水	献立案作成会	14:00	杉谷公民館	長谷川、寺中
24	水	教頭当初面談(~26日)	9:00	各学校	課長、長谷川、内島
24	水	5月養護教諭部会	15:00	杉谷公民館	江川
25	木	自立支援協議会こども部会	9:30	本庁舎	池田
25	木	県養護教諭研究協議会運営委員会	14:00	第五小学校	江川
25	木	島原市PTA連合会常任委員会・総会	19:00	有明文化会館	教育長、課長
26	金	教科用図書採択協議会	10:00	雲仙市千々石庁舎	教育長、吉田教育委員、長谷川
26	金	初任者学校訪問(~6月中)	13:40	各学校	長谷川、内島、池田
26	金	教務主任研修会	14:00	杉谷公民館	原川
26	金	県養護教諭研究協議会第1回実行委員会	14:00	有明公民館	XIII
26	金	第1回社会教育委員の会	16:00	霊丘公民館	教育長、次長、課長
29		第1回研究主任会	14:30	有明文化会館	池田
30	火	校長当初面談(小学校30日、中学校31日)	10:15	有明庁舎	教育長、課長
31	水	JAから傘の贈呈	13:30	教育長室	教育長、課長

島原市教育委員会 6月定例会報告事項

【令和5年5月】 社会教育課

	曜日	報告事項	内容並びに参考事項			
1	月	あいさつ運動	7:30	市内一円	課長、本田、古瀬、末吉	
8	月	市町社会教育主管課長及び担当者会議	13:30	県庁	課長、本田	
8	月	長崎県社会教育主事等連絡協議会総会	16:10	県庁	課長、本田	
8	月	長崎県視聴覚教育連盟委員会	16:10	県庁	末吉	
9	火	市町社会教育主管課長及び担当者合同研修会	10:00	県庁	課長、本田	
10	水	子ども狂言ボランティアスタッフ打ち合わせ会議	18:30	島原文化会館	課長、本田、大津、峰	
5月中	下旬	各地区公民館運営委員会		7地区公民館	課長、本田、公民館主事	
13	土	第41回島原半島文化賞授賞式及び第10回宮﨑康平賞小 中高生文芸コンクール表彰式	11:00	島原文化会館	教育長、次長、課長、本 田、林田、大津、峰	
13	土	第224回市民文化講座「ふるさとへの愛 〜宮﨑康平・和子ご夫妻と長崎の文学」講師:ミライon図書館中島恵美子指導主事	14:00	森岳公民館	教育長、課長、本田、林田	
16	火	少年センター少年補導委員会	19:30	森岳公民館	教育長、課長、本田、末吉、松 本指導員、出田指導監	
17	水	下ノ丁町内会役員会(鉄砲町保存に関する説明)	18:30	武家屋敷山本邸	課長、大津、山下	
17	水	肥前島原子ども狂言 開講式	18:30	島原文化会館	教育長、課長、本田、末吉、峰	
18	木	島原市施設の魅力アップ懇話会	19:00	島原文化会館	課長、本田、末吉	
19	金	長崎県・市少年センター連絡会議	13:30	県庁	課長、本田、出田指導監	
19	金	長崎県少年補導センター連絡協議会所長会議	15:40	県庁	課長、本田、出田指導監	
24	水	島原城跡現地視察(県学芸文化課)	13:00	島原城周辺	吉岡、山下	
24	水	第40回国民文化祭および第25回全国障害者芸術・文 化祭 長崎県実行委員会 第2回総会	13:30	THE GLOBAL VIEWホテル	課長	
25	木	長崎県公民館連絡協議会第1回理事会	10:00	県庁	課長	
25	木	長崎県社会教育主事等連絡協議会第1回理事会	13:00	県庁	課長、本田	
25	木	社会教育担当者会	13:30	三会公民館	各公民館主事	
26	金	第1回社会教育委員の会及び金子統太郎委員表彰祝賀会	16:00	霊丘公民館・浪花寿司	教育長、次長、課長、社会教育課職員	
30	火	市町人権・同和行政担当課長及び市町教育委員会人権教 育担当課長合同会議	13:30	オンライン	課長	
31	水	長崎県社会教育委員連絡協議会総会	15:30	県庁	豊田社会教育委員長、本田	
	※ 各地区にて高齢者学級7回(担当:野口)・女性学級7回開催(担当:松本)					

【付記事項】

1	月	島原大変遭難者供養祭	11:00	中堀町供養塔	市長、大津
5	金·祝 第11回スクイまつり		12:00	長浜海岸	教育長
12	金	島原市人権推進委員会	16:00	森岳公民館	課長
17	水	高島観音回向堂慰霊祭	11:00	高島回向堂	大津
23	火	島原市子ども会育成連絡協議会 総会	19:30	島原文化会館	課長、本田、末吉、野口
25	木	市PTA連合会定期総会	20:00	有明文化会館	教育長、次長、課長、本田
29	月	三会地区青少年健全育成協議会総会	19:30	三会公民館	課長
31	水	第73回社会を明るくする運動長崎県推進委員会	14:30	長崎市役所	課長

教育委員会 6月定例会 報告事項

[5月] (スポーツ課)

	[2月] (スポーツ課)						
В	曜日	報 告 事 項		内 容 並 び	に参考事項		
1	月	あいさつ運動	7:30	四小•三会小	課長•稲田		
3	水	令和5年度高校剣道練成会	13:00	復興アリーナ	市長出席•開会式挨拶		
8	月	新規採用職員研修(~12日)	9:00	本庁、消防署	佐藤		
9	火	6月補正ヒアリング	14:30	本庁3A会議室	課長・馬渡		
11	木	長崎県スポーツ少年団指導者協議会・事務担当者会	13:30	県営野球場	森		
12	金	長崎県スポーツ少年団事務担当者研修会(web会議)	10:00	有明庁舎	森、城臺		
16	火	財務事務等研修会	9:30	本庁2A会議室	城臺		
17	水	島原市施設の魅力アップ懇話会	19:00	復興アリーナ音楽室	課長、馬渡		
17	水	島原市スポーツ少年団指導者協議会役員会	19:30	森岳公民館	森、城臺		
18	木	定例教頭会(夢の教室説明)	10:30	有明総合文化会館	城臺		
19	金	長崎県スポーツ推進委員協議会第1回理事会・評議員会・女性委員会	13:15	長崎県庁	出田会長・上田副会長		
19	金	安全点検結果現地確認	14:00	温水プール	馬渡、(教総・吉岡)		
22	月	定例記者会見(全国高総体実行委員会設立総会・第一回総会)	14:00	本庁2A会議室	稲田		
22	月	日独スポーツ少年団同時交流受入事業説明	14:00	島原商業高校	森		
24	水	令和5年度日本サッカーを応援する自治体連盟総会	16:00	衆議院第二議員会館	市長欠席		
25	木	新任係長研修(~26日)	10:00	長崎県市町村会館	馬渡		
26	金	高総体会計年度任用職員面接	10:00	有明庁舎第二会議室	課長、稲田		
29	月	九州地区スポーツ推進委員研究大会打ち合わせ	18:00	森岳公民館102号室	課長・馬渡		
30	火	建設工事完成検査研修会	10:00	本庁2B会議室	馬渡		
31	水	メンター制度説明会	9:30	有明庁舎第2会議室	土本、佐藤		

令和5年 6月行事予定表

太字コ゚シック 教育委員出席予定

⑤ 教育長出席

Ο 教育火長出席

Δ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教育総務課	学校教育課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	木	企画委員会 13:30 本庁庁議室 △		朝のあいさつ運動 7:30 市内一円◎○△ 第26回松平文庫古文書調査 島原図書館	令和6年度全国高等学校総合体育大会島原市実行 委員会設立総会・第1回総会 13:00 本庁2A会議室 ◎○△
2	金	令和5年度第3回市有財産評価委員会 13:30 本庁 庁議室 ○	いのりの日学校訪問 △	開発·文化財部局担当者埋文基礎研修 10:00 長 崎図書館郷土資料センター 第20回松平文庫古文書調査·文化庁協議 11:00 島原図書館	第66回九州地区スポーツ推進委員研究大会第1回 長崎県実行委員会 16:00 出島交流会館 △
3	±	「いのりの日」追悼碑献花 8:30 仁田団地 ◎○ 「いのりの日」消防殉職者慰霊碑献花 9:00 平成町 ◎○ 「いのりの日」黙祷 16:08 仁田団地 ◎○			長崎県高等学校総合体育大会(~5日) 弓道競技 県立武道館△
4	日				
5	月		第1回県・市町教育委員会学校教育課長等会議 13:30 ~6日(火) 長崎市大波止ビル △	島原城築城400年記念事業実行委員会 歴史·文化 部会 10:00 森岳公民館	
6	火		第1回超勤改善等対策会議 13:30 長崎市大波止ビル △		
7	水		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△	島原城跡総合調査検討会議委員打合せ 15:00 佐賀大学 △	
8	木		学校経営訪問(三会中、第四小)◎○△	島原半島社会教育連絡協議会役員会 10:00 有明 庁舎 △	島原市スポーツ少年団指導者協議会総会・懇親会 19:00 有明総合文化会館 市長(懇親会のみ)◎○ △ 今和5年度第1回プロスポーツクラブ長崎自治体連 携会議(WEB会議)10:00有明庁舎
9	金	定例教育委員会 13:30 有明庁舎第1会議室 ◎ ○△			75.云酸(WED云酸) 10.00円9月1 百
10	±		中学校体育大会(各種大会)◎△	島原市子ども会ジュニアリーダー研修会 13:00 舞岳 山荘 ちびっこ100人踊り 9:30 島原城西の櫓	
11	日		中学校体育大会(各種大会)◎△	90 УС100/(Sin) 3.00 m////мк ПФ/(in	
12	月				・令和年度島原市スポーツ協会第1回理事会・評議員会・懇親会 16:30 有明総合文化会館 市長②△ ・日本なポーツマメターズ2024長崎大会実行委員会設立総会及び第 1回総会 13:30~○県庁
13	火	第4回建設工事指名選定委員会 13:30 本庁庁議室 ○		第1回指定管理者選定委員会 9:30 本庁庁議室 △	令和5年度公益財団法人長崎県スポーツ協会臨時 理事会 16:30 サンプリエール ◎
14	水		学校経営訪問(第五小、有明中)◎○△		
15	木				令和5年度体力テスト 19:00 復興アリーナ △
16	金		学校経営訪問(湯江小、大三東小)◎○△		
17	±				
18	日			有明町文化協会おさらい会 13:00 有明文化会館 ◎△	霊丘地区町内対抗ソフトバレーボール大会 9:00 霊丘体育館 △
19	月		定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △	社会を明るくする運動島原地区推進委員会総会 13:30 有明文化会館 市長、△	夢の教室 終日 湯江小・三中・三会中 ◎○△
20	火		半島3市中学校陸上大会 9:20トランスコスモス長崎◎ 管内防火委員会 14:00 島原消防署 △		夢の教室 終日 五小・三会小・大三東小 △
21	水		学校実態調査 午後 第五小学校 △		夢の教室 終日 二小・三小 △ 夢の教室懇親会 19:30 いけすろばた佐藤 ◎○△
22	木	6月市議会定例会開会 10:00 本庁舎議場 ◎○			夢の教室 終日 一小・四小 △
23	金				
24	±			郷土史を学ぼう会 14:00 島原図書館	
25	日			島原城跡巡り・クイズ 12:00 森岳公民館他	
26	月				
27	火	6月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△			
28	水	6月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△			
29	木	6月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△			
30	金	6月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△	第1回長崎県幼保小連携推進協議会・担当者会 Web会議 10:00 △		